

「市民に開かれた裁判員裁判についての提言」

裁判員裁判について、大型モニターを活用し、
わかりやすい裁判の実施を要望します。

私たち、社会福祉法人大阪ボランティア協会は、市民参加で問題解決に取り組む自治や協働の精神を大切に活動する民間団体です。裁判員制度が始まった2009年には「“裁判員 ACT”裁判への市民参加を進める会」を結成して、裁判員裁判に関する学習会や裁判員経験者の声を聞く機会づくりなど、さまざまな活動を行ってきました。

2016年からは、法律専門家と市民ファシリテーターが案内役になって、市民向けの「傍聴カフェ」を開始しました。裁判員裁判の傍聴案内ボランティアを続けて、おもに大阪地裁で「裁判員裁判」の傍聴を毎月行っています。一般市民の関心も高く、参加者の評判もよいので、市民ボランティアとして、これからも裁判員裁判の傍聴カフェを継続していきたいと考えています。

「傍聴カフェ」では、あちこちの法廷を短時間見るのではなく、できるだけ第1回公判から判決まで、同じ裁判を長く通して傍聴するようにしています。同じ裁判を最初から最後まで傍聴することによって、傍聴席からでも裁判員とほぼ同じような体験をしてもらえるので、裁判の内容について真剣に議論したり、公正性についても理解しやすいからです。

ところが、私たちの裁判傍聴で、最近、困っていることがあります。証拠調べの際、法廷にある大型モニターに何も投影せず、裁判を続けられるケースがあるのです。これは傍聴席にいる市民にとっては、大変に大きな問題です。

性犯罪などでプライバシー保護に配慮が必要な場合は理解できるのですが、そうした配慮がとくに必要な裁判ではない場合にも、大型モニターを非公開にされることがあります。そして、その理由が述べられることもほとんどありません。そのため、傍聴席では肝心の詳しい証拠がわからず、しかも公開されない理由もわからないため、法廷で何が争点になっているか理解できないことがあります。公開の基準も裁判官によって異なるのではないかと感じることもあります。もしかしたらプライバシー保護を口実に検察官からの要請などで非公開にされている

のかもしれませんが、裁判長からは何も説明されません。ときには、裁判中、長時間、ただ一度も法廷の大型モニターが使用されないこともあります。

裁判には「公開原則」があり、傍聴の意義は大きいと感じています。また、裁判員裁判が導入されて、市民のための司法、市民にもわかりやすい司法へと変化しているのを感じます。一方で、法廷の大型モニターに証拠調べの内容を投影せず、投影しない理由も説明されないという事態は、裁判をわかりにくいものになっていると考えます。

私たち市民としては、現在、どれくらい多くの裁判員裁判で、大型モニターへの公開制限がされていて、どのような根拠で非公開にされているのかを明確にしてほしいと思っています。また傍聴していると、担当によってかなり違いがあるようです。最終的にはそれぞれで決められることですが、裁判所内でも意見交換をしてほしいと思っています。

さらに可能な限り、傍聴席にいる市民にもわかるよう、証拠調べの際に大型モニターに投影していただけますようお願いいたします。投影できない時には、最低限、その理由を説明していただきたいと思っています。

裁判員制度が発足して、今年で12年です。市民に開かれた司法の実現に向けて、市民が参加する「裁判員裁判」では、ぜひ開かれた裁判、わかりやすい裁判を心がけてほしいと思います。

2021年5月19日

(福)大阪ボランティア協会

“裁判員ACT”裁判への市民参加を進める会

〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F 市民活動スクエア「CANVAS 谷町」

TEL 06-6809-4901 FAX 06-6809-4902 email: office@osakavol.org